

## 契約実施を目前にして、「療養介護」を考える

全国重症心身障害児（者）を守る会 顧問 山崎 國治

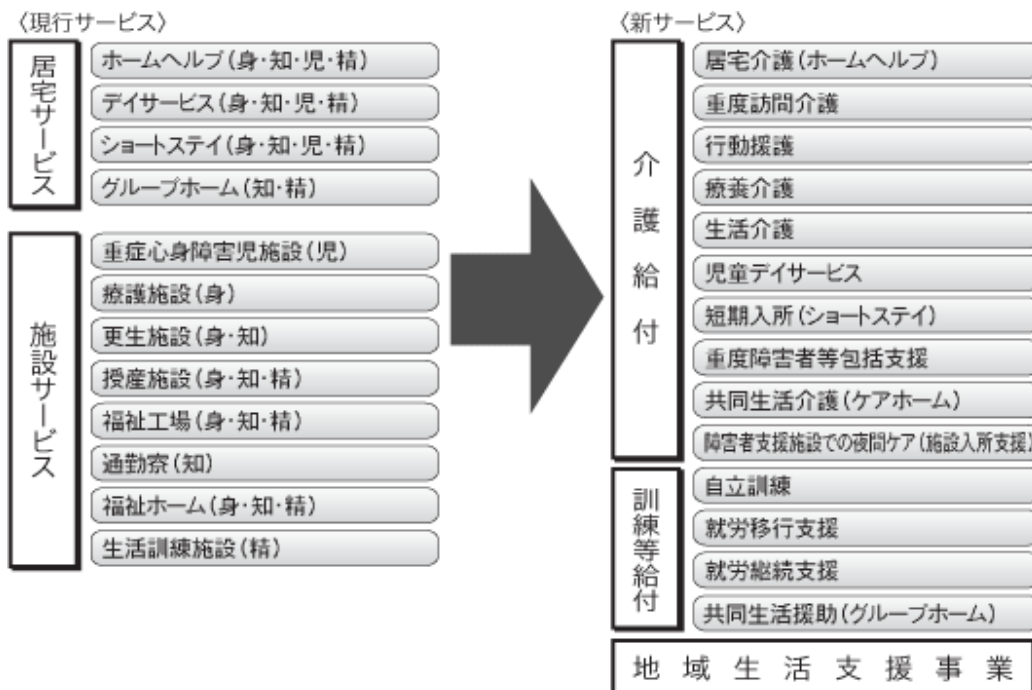
- 1 いよいよ10月1日から、新しい契約方式によるサービスの提供が始まります。重症心身障害児施設の多くは、3年以内の結論が出てから、施設の対応策を検討することになります。対応策とは、障害児施設の方向性を見極めてから、障害者自立支援法の具体的な適用を考えるというものです。
- 2 ところが、独立行政法人国立病院機構の福岡病院は、この10月1日から障害者自立支援法の「療養介護」に移行する方向だと聞きました。  
従来の重症児病棟には児童が残り、18歳以上の障害者は「療養介護」の対象者としてサービスの提供を受けるといったものです。
- 3 そこで、「療養介護」について、その内容を報告し、移行後にどういう問題が起こってくるのか について考えてみます。
  - 施設要件・・・医療の提供ができる医療機関であること。
  - 対象者・・・ア)筋萎縮性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  
イ)筋ジストロフィー患者  
ウ)重症心身障害者  
エ)経過措置対象者
  - 障害程度区分・・・のア)は「区分6」  
のイ)とウ)は「区分5」と「区分6」  
のエ)は「区分4」以下
  - 報酬単価・・・「療養介護」の場合（区分6の者が50%以上を占める場合）  
40人以下・・・・・・・・・・904単位  
41人以上60人以下・・885単位  
61人以上80人以下・・868単位  
81人以上・・・・・・・・・・857単位  
重症心身障害児施設は、862単位
  - 運営基準・・・ア)介護等を通じた生活の質の維持向上への配慮  
イ)訓練を通じた身体能力の維持・向上  
ウ)家族等への密な連絡  
エ)家族や友人等との団らんや交流の機会が確保できるような運営への配慮

- 4 「療養介護」対象者は、障害程度区分の認定が必要となります。
- 「療養介護」は、障害者自立支援法の「介護給付」の一つであり、市町村から障害程度区分の認定を受けて、受給者証の交付をによって、病院との契約という手続きとなります。
- 「療養介護」の対象者で、「区分4以下」に認定されると、「経過措置対象者」となります。この場合には、「当分の間」の適用となります。
- 「経過措置対象者」の報酬は、低く決められていて、81人以上の定員では、1日362単位の報酬となっています。
- 5 「経過措置対象者」は、「療養介護」の適用となり、「療養介護」の81人以上の報酬単位と比較してみると、その差は495単位となります。
- 金額で比較してみます。
- 「療養介護」・・・定員81人以上の場合の一人月額給付費  
 $857 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30, 4 \text{ 日} = 260528 \text{ 円}$
- 「療養介護」・・・定員81人以上の場合の一人月額給付費  
 $362 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30, 4 \text{ 日} = 110048 \text{ 円}$
- サービス提供職員配置の基準も、「療養介護」では、6対1と少ない人数となります。
- 以上のことから、「療養介護」対象者、つまり、「区分5」と「区分6」以外の対象者の定員に占める割合が多くなると、報酬額も少なくなってきました。
- 当分の間とはいえ、経過措置対象者による収入減を、どのようにカバーしていくのかは、病院の経営面からも大きな課題となってきます。
- 6 重症心身障害児施設の「児・者一環政策」は、やがて消失します。
- 重症児施設と同じ障害児施設でも、たとえば、肢体不自由児は、18歳になりますと、身体障害者療護施設や身体障害者授産施設などが、障害の程度に応じて乗り継ぎの列車が用意されていました。知的障害児も同様です。
- ところが、重症心身障害者には、乗り継ぎの列車はなく、そのまま児童と同様に同じ病棟で継続した生活を送ってきました。この継続措置を「児・者一環体制」と呼んでいます。
- 平成18年4月から、障害者自立支援法は、「障害児」と「障害者」とを明確に区分しました。この両者を合わせて表言するときには、「障害者等」と表記しています。
- 重症心身障害児施設の根拠法は、児童福祉法ですから、これから数年間は、児・者一環体制が続きますが、平成24年4月からは、重症心身障害者は障害者自立支援法に根拠を持つ「療養介護」に移ることになります。
- 平成18年10月から5年半の間に、身体障害者施設も知的障害者施設も新しい「介護給付」や「訓練等給付」の事業に移行していくこととなります。重症心

身障害者は、「療養介護」事業サービスの提供を受けることになります。

障害児施設の動向については、「障害者自立支援法と障害児施設との関係について思うこと」に述べておきましたので、ご参照ください。

以上の関係を図で示すと、次のようになります。



表中の(身)は身体障害、(知)は知的障害者、(精)は精神障害者、(児)は障害児  
 この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

7 今回の障害者自立支援法は、介護保険制度と非常によく似ています。介護保険法の改正が予定されます平成24年度の改正内容に、障害者介護が組み込まれますと、児童福祉法や障害者自立支援法の改正に波及してくることも十分に想定されます。

わたくしたちは、こうした制度変革の嵐に翻弄されることなく、子どもたちの「いのち」と「くらし」を守り抜く決意と運動を発展させていくことが求められているのではないのでしょうか。

(平成18年8月8日 記)